

平成二十年総務省令第百四十五号

統計法施行規則

統計法(平成十九年法律第五十三号)第四条第五項(同条第六項において準用する場合を含む)、第九条第二項第九号及び第三項(同法第十九条第二項において準用する場合を含む)、第十八条第二項第一項ただし書、第三十三条第一号及び第二号、第三十四条並びに第三十六条並びに統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)第十三条第三項及び附則第五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、統計法施行規則(平成十九年総務省令第百十二号)の全部を改正する省令を次のように定める。

**第一条** この省令において使用する用語は、統計法(以下「法」という。)及び統計法施行令(以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(基本計画について国民の意見を反映させるために必要な措置)総務大臣は、法第四条第四項の規定により同条第一項に規定する基本計画(以下この条において単に「基本計画」という。)の案を作成しようとするときは、あらかじめ、当該基本計画の素案及び当該素案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項をインターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により一般に周知するものとする。

前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基幹統計調査の承認の申請書に記載すべき事項)第三条 法第九条第二項第九号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査票情報の保存期間及び保存責任者  
二 法第九条第二項第三号の報告を求める事項  
のうち、法第十五条第一項の規定による立入検査等の対象とができる事項  
(基幹統計調査の承認の申請書に添付すべき書類)第四条 法第九条第三項の総務省令で定める書類は、承認を受けようとする基幹統計調査の実施の必要性を明らかにした書類とする。

(立入検査の証明書)第五条 法第十五条第二項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(一般統計調査の承認の申請書に記載すべき事項等)

第六条 法第十九条第二項において準用する法第九条第二項第九号の総務省令で定める事項は、第三条第一号に掲げる事項とする。

第七条 法第二十一条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更是、次に掲げるものとする。

(総務大臣の承認を要しない一般統計調査の軽微な変更)一 法令の制定若しくは改廃又は統計調査の変更に伴い当然必要とされる形式的な変更

二 地域の名称の変更又は災害の発生に伴う調査対象の範囲の変更

三 被調査者の負担の軽減を図るために行う、報告を求めるために用いる方法又は報告を求める期間の変更

四 災害が発生した地域に係る報告を求める期間の変更

五 統計を利用しようとする者の利便を図るために行う、集計事項又は調査結果の公表の方針若しくは期日の変更

六 前各号に掲げる変更のほか、法第二十条各号に掲げる要件に適合しているかどうかについて改めて審査を行う必要がないもの(法第三十三条第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等)

七 法第三十三条第一項の規定により行政機関の長又は指定独立行政法人等に調査票情報の提供を依頼しようとする者(以下「第三十三条提供申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「第三十三条提供申出書」という。)に当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に依頼する。

八 法第三十三条第一項第三号に該当する申出各号に掲げる者に該当しない旨

九 調査票情報の利用場所

十 調査票情報を取り扱う者が第十二条第一項各号に掲げるもののほか、第十二条第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するためには必要な事項として、次のイからハまでに定める事項

イ 第十二条第一項第一号に該当する申出次に掲げる事項

一 (1) 調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間

二 (2) 委託し、又は共同して行うこととに係る内容

三 (3) 調査票情報を利用する手法及び期間並びに調査票情報を利用して作成する統計等の内容

四 (4) 調査研究の成果を公表する方法

五 (5) 第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置として講ずる内容

六 (6) 調査票情報の提供を受ける方法及び年月日

二 第三十三条提供申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「法人等」という。)であるときは、次に掲げる事項。

口 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

イ 当該法人等の名称及び住所

ロ 当該個人の氏名、生年月日及び住所

三 第三十三条提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四 第三十三条提供申出者が前三号に掲げる者のうち、当該者を第二号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五 代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項

イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六 調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

七 調査票情報を取り扱う者が第十二条第一項各号に掲げる者に該当しない旨

八 第十二条第一項第三号に該当する申出次に掲げる事項

一 (1) 及び (2) に掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

二 (3) 申出に係る統計の作成等が、行政機関の長若しくは地方公共団体の長その他の執行機関の行う政策の企画・立案、実施若しくは評価に有用である旨及びその内容又は法第三十三条第一項第二号に規定する同等の公益性を有するものとして特に必要な事由がある旨及びその内容

三 (4) 行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

四 (5) 第三十三条提供申出者は、前項に規定するときは、行政機関の長又は指定独立行政機関の長又は指定独立行政法人等に對し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

五 (6) 第三十三条提供申出書及びこれに添付すべき資料(以下「第三十三条提供申出書等」という。)に記載されている第三十三条提供申出者(第三十三条提供申出者が個人である場合に限る。)及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特

二 第三十三条提供申出者が法人等（法人等が別途住者証明書で申出の日において有効なものを他のこれらの方が本人であることを確認するに足りる書類）の場合は、

独立行政法人等又は第十条に規定する者である場合を除く。）であるときは、第三十三条提供申出書等に記載されている該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるとときは、第三十三条提供申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る調査票情報の提供を行う旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた第三十三条提供申出者は、当該通知に係る調査票情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行つた行政機関の長又は指定独立行政法人等が定める調査票情報の取扱いに関する事項（利用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出するものとする。

（行政機関等に準ずる者）

**第十一条** 法第三十三条第一項第一号の総務省令で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）

**第十二条** 法第三十三条第一項第一号の総務省令で定める統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

一 行政機関等又は前条に規定する者（以下「公的機関等」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共にして行う調査研究に係る統計の作成等であつて、第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するためには必要な措置が講じられるもの

二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等であつて、第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するためには必要な措置が講じられているもの

三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他の法第三十三条第一項第一号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等であつて、第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するためには必要な措置が講じられているもの

前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。

一 法若しくは個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力團員（以下この号において「暴力團員」という。）又は暴力團員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力團員等」という。）

三 法人等であつて、その役員のうちに前二号のいづれかに該当する者がある者

四 暴力團員等がその事業活動を支配する者又は暴力團員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五 前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

(法第三十三条规定第二項の規定による調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表)

**第十二条** 法第三十三条规定第二項の規定による公表は、同条第一項の規定による調査票情報の提供をした後一月以内に行わなければならない。

**第十三条** 法第三十三条规定第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査票情報を提供した年月日

二 調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であって、行政機関の長又は指定独立行政法人等が調査票情報の提供をすることが適當と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項

三 調査票情報の利用目的

(法第三十三条规定第一項の規定により調査票情報をを利用して作成した統計等の提出)

**第十四条** 法第三十三条规定第三項の規定により作成した統計又は行つた統計的研究の成果を提出するときは、総務大臣が告示で定める様式による報告書及び調査票情報に係る管理簿を併せて提出しなければならない。

2 前項の統計及び統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもつて作成して提出しなければならない。

(法第三十三条规定第一項の規定により調査票情報をを利用して作成した統計等の公表)

**第十五条** 法第三十三条规定第四項の規定による公表は、同条第三項の提出を受けた日から原則として三月以内に行わなければならない。

**第十六条** 法第三十三条规定第四項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十三条各号に掲げる事項

二 法第三十三条规定第三項の規定により提出された統計又は統計的研究の成果について、次に掲げる事項

イ 当該統計の作成又は統計的研究を行うに当たつて利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲その他の当該調査票情報を特定するため必要な事項

ロ 当該統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をするために、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

三 法第三十三条规定第三項の規定により提出された統計又は統計的研究の成果について、その

(法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等)  
全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合は、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日

**第十七条** 法第三十三条の二第一項の規定により行政機関の長又は指定独立行政法人等に調査票情報の提供を依頼しようとする者（以下「第三十三条の二提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「第三十三条の二提供申出書」という。）に、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により独立行政法人統計センターに事務の全部を委託するときは、独立行政法人統計センター。以下同じ。）が当該調査票情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出することにより、調査票情報の提供の依頼の申出をするものとする。

一 第三十三条の二提供申出者が法人等（法人等が独立行政法人等又は第十条に規定する者である場合を除く。以下この項及び次項において同じ。）であるときは、次に掲げる事項イ 当該法人等の名称及び住所ロ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

二 第三十三条の二提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所ロ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

三 代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所ロ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

四 調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

五 調査票情報の利用場所

六 調査票情報の利用目的

七 調査票情報を取り扱う者が第十九条第二項各号に掲げる者に該当しない旨

八 前各号に掲げるもののほか、第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次

のイ又は口に掲げる申出の区分に応じ、当該イ又は口に定める事項イ第十九条第一項第一号に該当する申出次に掲げる事項

(1) 調査票情報の直接の利用目的が学術研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(2) 調査票情報の直接の利用目的である研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(3) 第十九条第一項第一号イ(1)に該当する委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行う調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(4) 第十九条第一項第一号イ(2)に該当する委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行う調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(5) 第十九条第一項第一号イ(3)に該当する委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行う調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(6) 第十九条第一項第一号イ(4)に該当する委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行う調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(7) 第十九条第一項第一号イ(5)に該当する委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行う調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(8) 第十九条第一項第一号イ(6)に該当する委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行う調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(9) 第十九条第一項第一号イ(7)に該当する委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行う調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(10) 第十九条第一項第一号イ(8)に該当する委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行う調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(11) 第十九条第一項第一号イ(9)に該当する委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行う調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(12) 第十九条第一項第一号イ(10)に該当する委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行う調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(1) 調査票情報の直接の利用目的が高等教科の名称並びに授業科目の名称、目的及

(2) 調査票情報を利用する学校及び学部学

(3) 第十九条第一項第二号に該当する申出

(4) 第十九条第一項第三号に該当する申出

(5) 第十九条第一項第四号に該当する申出

(6) 第十九条第一項第五号に該当する申出

(7) 第十九条第一項第六号に該当する申出

(8) 第十九条第一項第七号に該当する申出

(9) 第十九条第一項第八号に該当する申出

(10) 第十九条第一項第九号に該当する申出

(11) 第十九条第一項第十号に該当する申出

(12) 第十九条第一項第十一号に該当する申出

3	び内容並びに当該調査票情報を授業科目で利用する必要性及び期間
2	(3) 調査票情報を利用する手法及び期間並びに調査票情報を利用して作成する統計の内容
1	(4) 授業科目の実施結果を公表する方法及び調査票情報を利用して作成する統計の内容
2	(5) イ(9)から(11)までに掲げる事項
1	(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

3	一 第三十三条の二提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
2	二 前項の通知を受けた第三十三条の二提供申出者は、当該通知に係る調査票情報の提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行つた行政機関の長又は指定独立行政法人等が定める調査票情報の取扱いに関する事項（利用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出するものとする。
1	三 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。
2	四 第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公
1	一 第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けるために必要な措置として講ずる内容

3	（公益社団法人又は公益財団法人が行う調査研究については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号に規定する公益目的事業（3）において「公益目的事業」という。）に該当するときは、第三十三条の二提供申出書等の訂正を求めることができる。
2	（4）行政機関の長又は指定独立行政法人等が公募の方法により補助（公益社団法人又は公益財団法人が行う補助について外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等）
1	（5）大学等に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
2	（6）行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が、法第三十三条の二第一項に規定する相当の公益性を有するものに限りする調査研究に係る統計の作成等
1	（7）大学等、公益社団法人又は公益財団法人又は公募の方法により補助（公益社団法人又は公益財団法人が行う補助について外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等）

2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。

一 法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員等

三 法人等であつて、その役員のうちに前二号のいづれかに該当する者がある者

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五 前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条の二第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

(法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表)

**第二十条** 法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第二項の規定による公表は、法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供をした後一月以内に行わなければならぬ。

**第二十一条** 法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査票情報を提供した年月日

二 調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であつて、行政機関の長又は指定独立行政法人等が調査票情報の提供をすることが適當と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項

三 調査票情報の利用目的  
(法第三十三条の一第一項の規定により調査票情報を利用して作成した統計等の提出)

**第二十二条** 法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第三項の規定により作成した統計又は行つた統計的研究の成果を提出するときは、総務大臣が告示で定める様式による報告書及び調査票情報に係る管理簿を併せて提出しなければならない。

書は、電磁的記録をもつて作成して提出しなければならない。

(法第三十三条の二第一項の規定により調査票情報を利用して作成した統計等の公表)

**第二十三条** 法第三十三条の二第一項の規定により準用する法第三十三条第四項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第二十一条各号に掲げる事項

二 法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第三項の規定により提出された統計又は統計的研究の成果について、次に掲げる事項

イ 当該統計の作成又は統計的研究を行うに当つて利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲その他の当該調査票情報を特定するためには指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

ロ 当該統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をするために、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

三 法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第三項の規定により提出された統計又は統計的研究の成果について、その全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合は、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日

(委託による統計の作成等に係る手続等)

**第二十五条** 法第三十四条第一項の規定により行政機関の長又は指定独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者(以下「委託申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「委託申出書」という。)に、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認められる資料を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

一 委託申出者が公的機関であるときは、次に掲げる事項

二　イ　口　当該公的機関の名称  
　　イ　口　担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二　イ　口　当該法人等の名称及び住所  
　　口　当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三　イ　口　委託申出者が個人であるときは、次に掲げる事項  
　　イ　口　当該個人の氏名、生年月日及び住所  
　　口　当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四　イ　口　委託申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五　イ　口　代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項  
　　イ　口　当該代理人の氏名、生年月日及び住所  
　　口　当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六　イ　口　統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するため必要な事項

七　イ　口　委託に係る統計の作成等の内容

八　イ　口　統計成果物の利用目的

九　イ　口　統計の作成等の委託をする者が第二十七条第二項各号に掲げる者に該当しない旨  
十　イ　口　前各号に掲げるもののほか、第二十七条第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからハまでに掲げる申出の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　イ　口　第二十七条第一項第一号に該当する申出　次に掲げる事項

(1)　研究の成果物の利用目的である研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(2)　統計成果物の提供を受ける方法

(3)　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨

(4)　統計成果物の提供を受ける方法及び年月日

(5)　(1)　から　(4)　までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

口　口　第二十七条第一項第二号に該当する申出　次に掲げる事項

(1) 統計成果物の直接の利用目的が教育校における教育に限る。)である旨

(2) 統計成果物を利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目的名称、目的及び内容並びに当該統計成果物を授業科目で利用する必要性及び期間

(3) 授業科目の実施結果を公表する方法

イ (3) 及び (4) に掲げる事項

(4) (3) から (4) までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

ハ 第二十七条第一項第三号に該当する申出次に掲げる事項

(1) 統計成果物が第二十七条第一項第三号の特定公共分野に係るものであり、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資する旨及びその内容

(2) 統計成果物を利用して行う事業等の名称、必要性、内容及び実施期間

(3) 統計成果物を利用して行つた事業等の内容を公表する方法

(4) イ (3) 及び (4) に掲げる事項

(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

委託申出者は前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 委託申出書及びこれに添付すべき資料(以下「委託申出書等」という。)に記載されている委託申出者(委託申出者が個人である場合に限る。)及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者



四 口 イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所

五 口 イ 第三十六条提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

六 口 イ 代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項

七 口 イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所

八 口 イ 略先 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

九 口 イ 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項

十 口 イ 匿名データの利用場所

イ 匿名データの利用目的

イ 匿名データを取り扱う者が第三十五条第二項各号に掲げる者に該当しない旨

イ 前各号に掲げるもののほか、第三十五条第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するため必要な事項として、次のイから二までに掲げる申出の区分に応じ、当該イから二までに定める事項

イ 第三十五条第一項第一号に該当する申出 次に掲げる事項

(1) 匿名データの直接の利用目的が学術研究目的である旨

(2) 匿名データの研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(3) 匿名データを利用する手法及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計等の内容

(4) 研究の成果を公表する方法

(5) 個人及び法人の権利利益、国家安全等を害するおそれがない旨

(6) 第四十二条に規定する匿名データを適正に管理するために必要な措置として講ずる内容

(7) 匿名データの提供を受ける方法及び年月日

(8) (1)から(7)までに掲げるもののはか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

ロ 第三十五条第一項第二号に該当する申出 次に掲げる事項

(1) 匿名データの直接の利用目的が教育(第三十五条第一項第二号に掲げる学校における教育に限る。)である旨

(2) 匿名データを利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目的名称、目的及び内容並びに当該匿名データを授業科目で利用する必要性及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計等の内容

(3) 匿名データを利用する手法及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計等の内容

(4) 授業科目の実施結果を公表する方法

(5) 匿名データの直接の利用目的が国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関等、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるもの）を用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対する提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）である旨（第三十六条提供申出者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。）

(6) 匿名データを利用して行う事業の名称、必要性、内容及び実施期間

(7) 匿名データを利用して作成する統計等の内容（第三十六条提供申出者が我が国が加盟している国際機関の場合に限る。）

(8) 国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表する方法

(9) 二以上の外国政府等から提供を受けているか又は受ける見込みが確実である調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較ができるものに限る。）の内容及び当該調査票情報の提供元の外国政府等の名称（第三十六条提供申出者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。）

(10) 公的機関等又は外国政府等から受けているか若しくは受ける見込みが確実である職員の派遣、資金の提供、建物その他

の施設の提供等の支援の内容及び当該支援の提供元の公的機関等又は外国政府等の名称（第三十六条提供申出者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。）

イ（5）から（7）までに掲げる事項  
（1）から（7）までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

二 第三十五条第一項第四号に該当する申出次に掲げる事項

（1）匿名データを利用して行う統計の作成等が第三十五条第一項第四号の特定公共分野に係るものであり、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資する旨及びその内容

（2）匿名データを利用して行う事業等の名称、必要性、内容及び実施期間

（3）匿名データを利用する手法及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計等の内容

（4）匿名データを利用して行つた事業等の内容を公表する方法

（5）イ（5）から（7）までに掲げる事項  
（1）から（5）までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

第三十六条提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 第三十六条提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第三十六条提供申出書等」という。）に記載されている第三十六条提供申出者（第三十六条提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する事項

二 第三十六条 提供申出者が法人等（法人等が  
独立行政法人等又は第十条に規定する者であ  
る場合を除く。）であるときは、第三十六条  
提供申出書等に記載されている当該法人等の  
名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名  
と同一の名称及び住所並びに氏名が記載され  
ている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で  
申出日前六月以内に作成されたものその他そ  
の者が本人であることを確認するに足りる  
書類

三 代理人によつて申出をするときは、代理権  
を証明する書面

行政機関の長又は指定独立行政法人等は、第  
一項の規定により提出された第三十六条 提供申  
出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき  
事項の記載が不十分であると認めるときは、第  
三十六条 提供申出者に対して、説明を求め、又  
は当該第三十六条 提供申出書等の訂正を求める  
ことができる。

**第三十四条** 行政機関の長又は指定独立行政法人  
等は、前条第一項の規定による申出を受けた場  
合において、当該申出に応じることが適当と認  
めるとときは、第三十六条 提供申出者に対し、当  
該申出に応じて当該申出に係る匿名データの提  
供を行う旨並びに当該匿名データの提供に係る  
手数料の額及び納付期限を通知するものとす  
る。

2 前項の通知を受けた第三十六条 提供申出者  
は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を  
求めるときは、納付する手数料の額及び納付方  
法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示  
で定める様式による依頼書に、当該通知を行つ  
た行政機関の長又は指定独立行政法人等が定め  
る匿名データの取扱いに関する事項（利用後に  
るべき措置に関する事項を含む。）を遵守する  
旨記載した書面その他当該行政機関の長又は  
指定独立行政法人等が必要と認める書類を添付  
して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人  
等に提出するものとする。

3 前項の依頼書を提出する者は、納付期限まで  
に手数料を納付しなければならない。



- 四  
第一号情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。  
八  
第一号情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。

二  
第一号情報を削除し、又は第一号情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四  
技術的管理措置

イ  
第一号情報を取り扱う電子計算機等において当該第一号情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ  
第一号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百一十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。以下同じ。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ  
第一号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う第一号情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

その他の管理措置

イ  
第一号情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該第一号情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。  
ロ  
イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

法第三十九条第一項第二号に掲げる指定地方公共団体の長その他の執行機関が講じなければならぬ同号に定める情報（以下この項において「第二号情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次に定める措置とする。

一  
組織的管理措置

イ  
第二号情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。  
ロ  
第二号情報に係る管理簿を整備すること。

二  
第二号情報を取り扱う者による自己点検の適定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ハ  
第二号情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

- 二 一人的管理措置として第二号情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。  
三 物理的管理措置  
イ 第二号情報を取り扱う区域を特定すること。  
ロ 第二号情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。  
ハ 第二号情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。

二 第二号情報を削除し、又は第二号情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四 技術的管理措置

イ 第二号情報を取り扱う電子計算機等において当該第二号情報を処理することができると者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ 第二号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 第二号情報を漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

五 その他の管理措置

イ 第二号情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該第二号情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。  
ロ イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

前項の規定は、法第三十九条第一項第三号に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定める措置について、準用する。(この場合において、前項中「第二号情報」とあるのは、「第三号情報」と読み替えるものとする。)

- 法第三十九条第一項第四号に掲げる指定独立行政法人等が講じなければならない同号に定められる情報（以下この項において「第四号情報」という。）を適正に管理するためには、次に定める措置とする。

一 組織的管理措置

イ 第四号情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ロ 第四号情報に係る管理簿を整備すること。

ハ 第四号情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ニ 第四号情報を取り扱う者以外の者が、第四号情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

ホ 第四号情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二 人的管理措置として第四号情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三 物理的管理措置

イ 第四号情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ 第四号情報を取り扱う区域として特定された区域への入り口の制限をするための位置を講ずること。

ハ 第四号情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。

四 技術的管理措置

イ 第四号情報を削除し、又は第四号情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ロ 第四号情報を取り扱う電子計算機等において当該第四号情報を処理することができること。

ハ 第四号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う第4号情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

- 五 その他の管理措置

イ 第四号情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずべき当該第四号情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

ロ イの委託を受けた者に対する必要かつ大切な監督を行うこと。

前項の規定は、法第三十九条第一項第五号に定める情報（以下この項において「第五号情報」という。）を適正に管理するため必要な措置として同項柱書の総務省令で定める措置について、準用する。この場合において第五号情報とあるのは、「第五号情報」と読み替えるものとする。

6 法第三十九条第一項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務を受けた者その他の当該委託に係る業務を受ける者が講じなければならない当該各号に定める情報（以下この項において「受託情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一 行政機関等 次に掲げる措置

イ 組織的管理措置

(1) 受託情報を取り扱う者の権限及び責任並びに業務を明確にすること。

(2) 受託情報に係る管理簿を整備すること。

(3) 受託情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

(4) 受託情報を取り扱う者以外の者が、受託情報を取り扱う者による自己点検の実行性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(5) 受託情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

ハ 物理的管理措置

(1) 受託情報を取り扱う区域を特定する二 と。	(2) 受託情報を取り扱う区域として特定さ れた区域への立入りの制限をするための 措置を講ずること。	(3) 受託情報の取扱いに係る機器の盗難防 止及び災害からの保護のための措置を講 ずること。	(4) 受託情報を削除し、又は受託情報が記 録された機器等を廃棄する場合には、復 元不可能な手段で行うこと。
(1) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。	(2) 受託情報を取り扱う電子計算機等が電 気通信回線に接続している場合、不正ア クセス行為を防止するため、適切な措置 を講ずること。	(3) 受託情報を取り扱う電子計算機等が電 気通信回線に接続している場合、不正ア クセス行為を防止するため、適切な措置 を講ずること。	(4) 受託情報を取り扱う者による自己点検の適 正性の確認を行うこと等の監査を行うこ と。
(1) 受託情報を取り扱う電子計算機等が電 気通信回線に接続していることに伴う受 託情報の漏えい、滅失又は毀損の発 生における事務処理体制を整備するこ と。	(2) 受託情報を取り扱う電子計算機等が電 気通信回線に接続している場合、不正ア クセス行為を防止するため、適切な措置 を講ずること。	(3) 受託情報を取り扱う電子計算機等が電 気通信回線に接続していることに伴う受 託情報の漏えい、滅失又は毀損を防止す るために、適切な措置を講ずること。	(4) 受託情報の適正管理に関する規程の策 定及び実施並びにその運用の評価及び改 善を行うこと。
(1) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。	(2) 受託情報を取り扱う電子計算機等が電 気通信回線に接続している場合、不正ア クセス行為を防止するため、適切な措置 を講ずること。	(3) 受託情報を取り扱う電子計算機等が電 気通信回線に接続している場合、不正ア クセス行為を防止するため、適切な措置 を講ずること。	(4) 受託情報を取り扱う者による自己点検の適 正性の確認を行うこと等の監査を行うこ と。

(1) 口 人的管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。
(1) 口 人的管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。
(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。
(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。
(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。

(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。
(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。
(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。
(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。
(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。

(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。
(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。
(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。
(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。
(1) 口 他の管理措置	(2) 口 他の管理措置	(3) 口 他の管理措置	(4) 受託情報を取り扱う電子計算機等にお いて当該受託情報を処理することができる 者を限定するため、適切な措置を講ず ること。

(4) 第一項調査票情報を取り扱う者以外の者が、第一項調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(5) 第一項調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

口 人の管理措置として第一項調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

ハ 物理的管理措置

(1) 第一項調査票情報を取り扱う区域を特定すること。

(2) 第一項調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。

(3) 第一項調査票情報を取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

(4) 第一項調査票情報を削除し、又は第一項調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

二 技術的管理措置

(1) 第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該第一項調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

(2) 第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

(3) 第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う第一項調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ホ その他の管理措置

(1) 第一項調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該第一項調査票情報を

二 適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

(2) (1) の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

法人等(前号に掲げる者を除く。) 次に掲げる措置

イ 組織的管理措置

(1) 第一項調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

(2) 第一項調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

(3) 第一項調査票情報に係る管理簿を整備すること。

(4) 第一項調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

(5) 第一項調査票情報を取り扱う者以外の者が、第一項調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(6) 第一項調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

ロ 人的管理措置

(1) 第一項調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(i) 法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(ii) 暴力団員等

(iii) 調査票情報若しくは匿名データを利⽤して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により第一項調査票情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

(2) 第一項調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

(1) 物理的管理措置

(2) 第一項調査票情報を取り扱う区域を特定すること。

(2) 第一項調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置（法第四十二条第一項第一号に掲げる者が法第三十三条第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合にあっては、第一項調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置）を講ずること。

(3) 第一項調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

(4) 第一項調査票情報を削除し、又は第一項調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

二 技術的管理措置

(1) 第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該第一項調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

(2) 第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

(3) 第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることと伴う第一項調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ホ その他の管理措置

(1) 第一項調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該第一項調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

(2) (1) の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

イ 前二号に掲げる者以外の者 次に掲げる物理的管理措置

(1) 第一項調査票情報を取り扱う区域を特定すること。

(2) 第一項調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置（法第四十二条第一項第一号に掲げる者が法第三十三条第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合にあっては、第一項調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置）を講ずること。

(3) 第一項調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

(4) 第一項調査票情報を削除し、又は第一項調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

口  
技術的管理措置

(1) 第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該第一項調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

(2) 第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

(3) 第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることによる第一項調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ  
その他の管理措置

(1) 第一項調査票情報の提供を受けた者が、第一項調査票情報の適正管理に関する経験を有するかはそれと同等以上的能力を備えること。

(2) 第一項調査票情報に係る管理簿を整備すること。

(3) 第一項調査票情報の提供を受けた者以外の者が、第一項調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。



(4) 受託調査票情報を取り扱う者以外の者が、受託調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(5) 受託調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。  
人の管理措置として受託調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

## 八 物理的管理措置

(1) 受託調査票情報を取り扱う区域を特定すること。

(2) 受託調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。

(3) 受託調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

(4) 受託調査票情報を削除し、又は受託調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

## 二 技術的管理措置

(1) 受託調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該受託調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

(2) 受託調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

(3) 受託調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う受託調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

## 九 その他の管理措置

(1) 受託調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、法第四十二条第一項において当該受託調査票情報を適正に管

理するためには必要な措置を講ずるべき者として同項第一号に掲げる者に対し、当該委託に係る業務のうち当該受託調査票情報を見正し管理するための措置について必要な確認を求める。

(2) (1) の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

二 法人等（独立行政法人等を除く。）次に掲げる措置

イ 組織的管理措置

(1) 受託調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

(2) 受託調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

(3) 受託調査票情報に係る管理簿を整備すること。

(4) 受託調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

(5) 受託調査票情報を取り扱う者以外の者が、受託調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(6) 受託調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

ロ 人的管理措置

(1) 受託調査票情報を取り扱う者が、次のはずれにも該当しない者であることを確認すること。

(i) 法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(ii) 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により受託調査票情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

(iii) 暴力団員等

ハ (1) 受託調査票情報を取り扱う区域を特定すること。  
物理的管理措置

(2) (1) 受託調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置（法第四十二条第一項第一号に掲げる者が法第三十三条第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合にあっては、受託調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置）を講ずること。

(2) (2) 受託調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。

(3) 受託調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることによ伴う受託調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

(4) 受託調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

(3) 受託調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることによ伴う受託調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ホ その他の管理措置

(1) 受託調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、法第四十二条第一項において当該受託調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるべき者として同項第一号に掲げる者に対し、当該委託に係る業務のうち当該受託調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を求めること。

(2) (1) の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三 個人物理的管理措置

(1) 受託調査票情報を取り扱う区域を特定すること。

(2) 受託調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置（法第四十二条第一項第一号に掲げる者が法第三十三条第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合にあつては、受託調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置）を講ずること。

(3) 受託調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

(4) 受託調査票情報を削除し、又は受託調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

口 技術的管理措置

(1) 受託調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該受託調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

(2) 受託調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

(3) 受託調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることによ伴う受託調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ その他の管理措置

(1) 受託調査票情報を取り扱う者が、受託調査票情報の適正管理に関して相当の経験を有するか又はそれと同等以上の能力を備えること。

(2) 受託調査票情報に係る管理簿を整備すること。

(3) 受託調査票情報を取り扱う者以外の者が、受託調査票情報を取り扱う者による

<p>自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。</p> <p>(4) 受託調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めること。</p> <p>(5) 受託調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、法第四十二条第一項において当該受託調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるべき者として同項第一号に掲げる者に対し、当該委託に係る業務のうち当該受託調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を求めること。</p> <p>(6) (5) の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。</p>
<p>法第四十二条第一項第二号に掲げる者から同号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない同号に定める情報(以下この項において「受託匿名データ」という。)を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。</p> <p>行政機関等 次に掲げる措置</p> <p>イ 組織的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データを取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。</p> <p>(2) 受託匿名データに係る管理簿を整備すること。</p> <p>(3) 受託匿名データの適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。</p> <p>(4) 受託匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。</p> <p>ロ 人的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データを取り扱う区域を特定すること。</p> <p>(2) 受託匿名データを取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。</p> <p>ハ 物理的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。</p> <p>(2) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、伴う受託匿名データの漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。</p> <p>二 法人等(独立行政法人等を除く) 次に掲げる措置</p> <p>イ 組織的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データの適正管理に係る基本方針を定めること。</p> <p>(2) 受託匿名データを取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。</p> <p>(3) 受託匿名データに係る管理簿を整備すること。</p> <p>(4) 受託匿名データの適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。</p> <p>ロ 人的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データを取り扱う区域を特定された区域への立入りの制限をするため、適切な措置を講ずること。</p> <p>(2) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。</p> <p>ハ 物理的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、伴う受託匿名データの漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。</p> <p>(2) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。</p> <p>三 個人 次に掲げる措置</p> <p>イ 物理的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データを取り扱う区域を特定すること。</p> <p>(2) 受託匿名データを取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。</p>

<p>口 技術的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を削除し、又は受託匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。</p> <p>(2) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。</p> <p>(3) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を削除し、又は受託匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。</p>
--

<p>口 技術的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等において当該受託匿名データを処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。</p> <p>(2) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。</p> <p>(3) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を削除し、又は受託匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。</p>
--

<p>口 技術的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データに係る管理簿を整備すること。</p> <p>(2) 受託匿名データに係る管理簿を整備すること。</p> <p>(3) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。</p>
---

<p>口 技術的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を削除し、又は受託匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。</p> <p>(2) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を削除し、又は受託匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。</p> <p>(3) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を削除し、又は受託匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。</p>
--

<p>口 技術的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を削除し、又は受託匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。</p> <p>(2) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を削除し、又は受託匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。</p> <p>(3) 受託匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を削除し、又は受託匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。</p>
--

